

給食中止に伴う学校給食物資の取り扱いについて

1 経過

- 3月11日（金）：東北地方太平洋沖地震発生
3月14日（月）：教育委員会において、余震発生の可能性や計画停電の影響等を考慮し、3月15日～18日の4日間について給食を中止し午前授業と決定
給食中止の決定を受け、学校給食会は給食物資納入業者へ15日～18日の給食物資について出荷停止とすることを電話で連絡
3月15日（火）：学校給食会は給食物資納入業者へ4日間の給食物資について出荷停止をFAXで正式に通知（18日分までの物資代を支払う旨を記載）

2 出荷停止による給食物資の取り扱い

学校給食会は、教育委員会による給食中止の決定を受け、給食物資を「出荷停止」*とし、物資納入業者に物資代の支払いをしました。その際、実際には物資の納品がないにもかかわらず、納品予定数量の確認のために通常の支払に使用する給食物資受領証の提出を求めました。

*「出荷停止」とは、インフルエンザ等による学級閉鎖などの事由により給食を中止する場合に、学校給食会が物資納入業者に指示して、学校への出荷を停止することです。

3 出荷停止に伴う業者への支払い

(1) 物資代を支払った業者数と支払額

物資種別	業者数	支払額（円）
青果類	31	22,615,958
食肉類	27	12,115,407
冷凍食品類	9	31,890,464
米飯・パン	2	33,842,177
鶏卵	2	496,763
豆腐類	1	7,518,880
牛乳	1	4,263,225
めん類	1	722,240
こんにゃく類	1	486,360
管理委託	10	1,263,600
合計	85	115,215,073

*複数種別を扱っている業者は、主たる取扱種別に分類している

(2) 物資代を支払わなかった業者数と支払予定額

物資種別	業者数	支払予定額（円）
牛乳	2	14,662,387

4 現時点で把握している問題点

(1) 支払いに関する問題

学校給食会は、出荷停止に伴って従来からのマニュアルの取扱いに拠って支払いを行っているが、一部マニュアルから外れた取扱いがあったこと。また、マニュアル自体が現在の物流システムに合っていない部分があること。

(2) 支払い手続きに関する問題

学校給食会は、従前から給食中止に伴い、実際の物資の納入がない場合には「給食中止による未納分」と記入された「給食物資受領証」を数量等の確認証として使用することとしていた。しかし、今回は正確に準用せず、未納分の数量確認のために使用する旨の記載が抜けた不十分な通知であったこと。

(3) 規定の未整備に関する問題

今回のような震災等により連続した給食中止等を想定した、学校給食会と物資納入業者との契約規定等が未整備であったこと。

(4) 学校給食会職員の意識及び教育委員会の指導に関する問題

給食費について保護者から預かっている大切なお金であるという意識が十分でなく、教育委員会としても指導が不十分であったこと。

5 今後の対応

(1) すでに学校給食会が物資納入業者に支払った代金については、業者に対して一旦返還をお願いし、補償の必要性等については個別に精査するよう、教育委員会として学校給食会を指導しました。

(2) 学校給食会及び教育委員会は、今後、公会計化を前提に、震災時の対応も含め、契約関係規定全般及びマニュアルを早急に見直します。

(3) 給食費など保護者から預かった大切なお金について、外郭団体並びに教育委員会職員に対し、研修等を通じ、意識改革を図ります。

(4) 関係者の処分については、さらに事実関係等を調査のうえ、適正に対処します。

財団法人 横浜市学校給食会の概要

- 1 財団設立 昭和30年10月25日（基本財産：8,317,295円）
 昭和22年7月から財団設立までは、任意団体として業務を行う。
 ・昭和22年 部分的にミルクとおかずの学校給食を開始。給食の普及推進を目的に「横浜市学校給食委員会」を設立
 ・昭和27年 援助物資（小麦粉・脱脂粉乳）によるパン・ミルク・おかずの給食が実施されたことに伴い、政府物資の受領等を円滑に行うため、「横浜市学校給食委員会」を改組し「横浜市学校給食会（任意団体）」を発足させる。
 ・昭和29年 学校給食法制定

- 2 設立目的（寄付行為第4条）
 横浜市内にある市立学校の学校給食事業の充実発展と、その運用の円滑を図ることを目的とする。

- 3 事業（寄付行為第5条）
- (1) 学校給食実施に関し横浜市教育委員会教育長より委託されたる事項（学校給食用物資の共同購入）
 - (2) 学校給食用物資代金の収納及び支払
 - (3) 学校給食の普及奨励に必要な事業
 - (4) 学校給食実施上必要な講習会・研究会の開催
 - (5) その他この会の目的達成に必要な事業

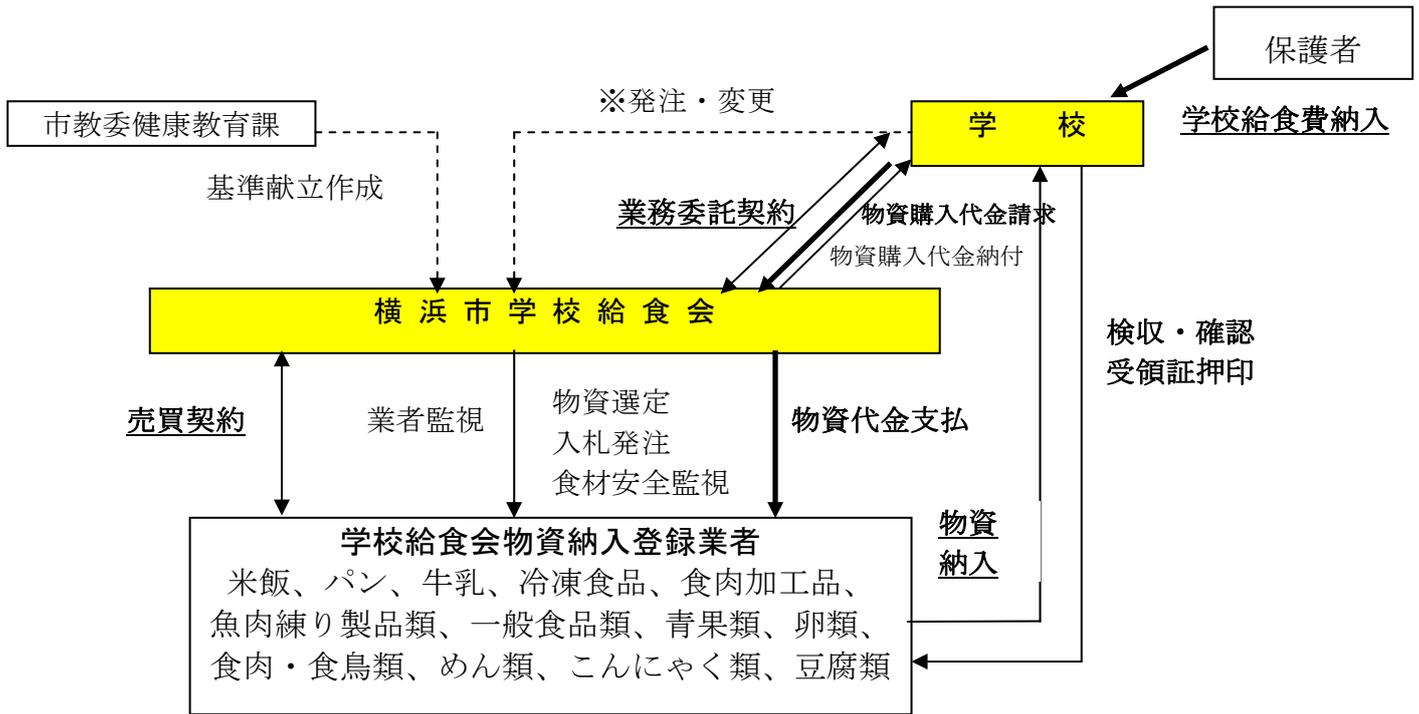
- 4 平成22年度予算
- 業務会計 179,854千円（うち市補助金 176,811千円<98.3%>）
 物資会計 8,558,607千円
 計 8,738,461千円

- 5 組織（平成22年度）
 24名で構成されている。

番号	役職	説明（太字は市派遣職員（8名））
①	理事長	行政職OB（元市局長）
②	副理事長	特別支援教育・人権教育担当部長<兼務>
③	副理事長	横浜市立小学校長会長<兼務>
④	常務理事 （事務）	市休職派遣課長級<常勤>
⑤	事務長 （事務）	市休職派遣係長級<常勤>
⑥	主査 （栄養職）	市休職派遣係長級<常勤>
⑦	庶務班（3人）	市休職派遣職員1人 嘱託員1人、人材派遣1人
⑧	契約・発注班（3人）	市休職派遣職員3人
⑨	品質管理班（12人）	市休職派遣職員1人 嘱託員11人（学校長OB 10、行政職OB 1）
⑩	【給食相談員兼食教育推進員】	【嘱託員8人（学校長OB）】（再掲）
⑪	専門員	2人（衛生監視員、管理栄養士）

6 学校給食用物資供給・代金支払いフロー

現行の学校給食用物資の供給及び代金支払いの主な流れは、以下のとおりとなっています。



※発注・変更は、電算システム上で処理